告示

○総務省告示第百五十五号

郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第二号の規定に基づき、電気通信番号規則の細目を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月三日

総務大臣　新藤　義孝

別表第一号中

116	岩手県盛岡市、岩手郡（雫石町及び滝沢村に限る。）、紫波郡	19	ＣＤＥ

を

116	岩手県滝沢市、盛岡市、岩手郡雫石町、紫波郡	19	ＣＤＥ

に、

162	新潟県燕市（秋葉町、井土巻、大関、大船渡、大曲、上児木、勘新、蔵関、小池、小池新町、小関、小高、小中川、小古津新、小牧、桜町、佐渡、三王渕、下児木、新栄町、新生町、水道町、杉名、杉柳、関崎、杣木、舘野、長所、長所乙、長所甲、次新、燕、道金、殿島、中川、長渡、二階堂、灰方、白山町、八王寺、花園町、花見、東太田、日之出町、物流センター、又新、松橋、南、柳山、横田及び四ツ屋を除く。）、新潟市西蒲区（打越、姥島、潟浦新、上小吉、高野宮、河間、五之上、小吉、道上、中之口、長場、羽黒、針ヶ曽根、東小吉、東中、東船越、福島、真木、巻大原、牧ケ島、三ツ門、門田及び六部を除く。）、長岡市（赤沼、大沼新田、小沼新田、下沼新田、寺泊小豆曽根、寺泊有信、寺泊入軽井、寺泊岩方、寺泊木島、寺泊北曽根、寺泊五分一、寺泊下桐、寺泊下中条、寺泊新長、寺泊高内、寺泊竹森、寺泊田尻、寺泊敦ケ曽根、寺泊当新田、寺泊中曽根、寺泊硲田、寺泊万善寺、寺泊平野新村新田、寺泊蛇塚、寺泊町軽井、寺泊求草、寺泊矢田、寺泊鰐口、中条新田、中之島西野及び真野代新田に限る。）、西蒲原郡	256	ＤＥ
163	新潟県加茂市、燕市（秋葉町、井土巻、大関、大船渡、大曲、上児木、勘新、蔵関、小池、小池新町、小関、小高、小中川、小古津新、小牧、桜町、佐渡、三王渕、下児木、新栄町、新生町、水道町、杉名、杉柳、関崎、杣木、舘野、長所、長所乙、長所甲、次新、燕、道金、殿島、中川、長渡、二階堂、灰方、白山町、八王寺、花園町、花見、東太田、日之出町、物流センター、又新、松橋、南、柳山、横田及び四ツ屋に限る。）、三条市、南蒲原郡	256	ＤＥ

を

162	新潟県燕市（秋葉町、井土巻、大関、大船渡、大曲、上児木、勘新、蔵関、小池、小池新町、穀町、小関、小高、寿町、小中川、小古津新、小牧、幸町、桜町、佐渡、三王渕、下児木、新栄町、新生町、新町、水道町、杉名、杉柳、関崎、杣木、舘野、中央通、長所、長所乙、長所甲、次新、燕、道金、殿島、中川、仲町、長渡、二階堂、灰方、白山町、八王寺、花園町、花見、東太田、日之出町、物流センター、本町、又新、松橋、南、宮町、柳山、横田及び四ツ屋を除く。）、新潟市西蒲区（打越、姥島、潟浦新、上小吉、高野宮、河間、五之上、小吉、道上、中之口、長場、羽黒、針ヶ曽根、東小吉、東中、東船越、福島、真木、巻大原、牧ケ島、三ツ門、門田及び六部を除く。）、長岡市（赤沼、大沼新田、小沼新田、下沼新田、寺泊小豆曽根、寺泊有信、寺泊入軽井、寺泊岩方、寺泊木島、寺泊北曽根、寺泊五分一、寺泊下桐、寺泊下中条、寺泊新長、寺泊高内、寺泊竹森、寺泊田尻、寺泊敦ケ曽根、寺泊当新田、寺泊中曽根、寺泊硲田、寺泊万善寺、寺泊平野新村新田、寺泊蛇塚、寺泊町軽井、寺泊求草、寺泊矢田、寺泊鰐口、中条新田、中之島西野及び真野代新田に限る。）、西蒲原郡	256	ＤＥ

に、

163	新潟県加茂市、燕市（秋葉町、井土巻、大関、大船渡、大曲、上児木、勘新、蔵関、小池、小池新町、穀町、小関、小高、寿町、小中川、小古津新、小牧、幸町、桜町、佐渡、三王渕、下児木、新栄町、新生町、新町、水道町、杉名、杉柳、関崎、杣木、舘野、中央通、長所、長所乙、長所甲、次新、燕、道金、殿島、中川、仲町、長渡、二階堂、灰方、白山町、八王寺、花園町、花見、東太田、日之出町、物流センター、本町、又新、松橋、南、宮町、柳山、横田及び四ツ屋に限る。）、三条市、南蒲原郡	256	ＤＥ

263	東京都大島町、神津島村、利島村、新島本村	4992	Ｅ

を

263	東京都大島町、神津島村、利島村、新島村	4992	Ｅ

に、

453	広島県江田島市、呉市、東広島市（黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬町及び黒瀬松ケ丘に限る。）	823	ＤＥ

を

453	広島県江田島市、呉市、東広島市（黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬町市飯田、黒瀬町大多田、黒瀬町小多田、黒瀬町兼沢、黒瀬町兼広、黒瀬町上保田、黒瀬町川角、黒瀬町切田、黒瀬町国近、黒瀬町営田、黒瀬町津江、黒瀬町乃美尾、黒瀬町丸山、黒瀬町南方、黒瀬町宗近柳国、黒瀬楢原北、黒瀬楢原西、黒瀬楢原東及び黒瀬松ケ丘に限る。）	823	ＤＥ

に、

455	広島県東広島市（安芸津町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬町及び黒瀬松ケ丘を除く。）	82	ＣＤＥ

を

455	広島県東広島市（安芸津町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬町市飯田、黒瀬町大多田、黒瀬町小多田、黒瀬町兼沢、黒瀬町兼広、黒瀬町上保田、黒瀬町川角、黒瀬町切田、黒瀬町国近、黒瀬町営田、黒瀬町津江、黒瀬町乃美尾、黒瀬町丸山、黒瀬町南方、黒瀬町宗近柳国、黒瀬楢原北、黒瀬楢原西、黒瀬楢原東及び黒瀬松ケ丘を除く。）	82	ＣＤＥ

に、

607	熊本県熊本市（南区（城南町赤見、城南町阿高、城南町碇、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町鰐瀬に限る。）を除く。）、合志市、阿蘇郡西原村、上益城郡（山都町を除く。）、菊池郡	96	ＣＤＥ
608	熊本県宇城市、宇土市、上天草市大矢野町、熊本市南区（城南町赤見、城南町阿高、城南町碇、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町鰐瀬に限る。）、下益城郡、八代郡氷川町（高塚及び吉本に限る。）	964	ＤＥ

を